

山口ネットワークス株式会社

行 動 計 画 書

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を設備を行うため、次のように従前の行動計画を変更する。

1. 計画期間 令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3年間

2. 内 容

目標1. 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする

<対策>

- ・ 令和7年11月～ 各部署のミーティング等で可能な限り有給休暇を取得することを推奨し、計画的に有給休暇が取得できるよう働き方の見直しを行う
- ・ 令和8年04月～ 有給休暇取得状況を管理職で共有しモニタリングすることによって、取得促進のための業務体制の見直しを行う

目標2. 育児休業取得率100%とし、取得日数を1ヶ月以上とする

<対策>

- ・ 令和7年11月～ 「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- ・ 令和7年11月～ 育児休業の取得を推進し、各部署のミーティング等で意識の啓蒙を図り、研修・説明会を実施する
- ・ 令和8年04月～ 育児休業を取得した場合に必要な業務体制及び働き方の見直しを行う